

令和5年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：不破消防組合

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	74.4% ^{※1}
任期の定めのない常勤職員以外の職員	— ^{※2}
全職員	74.4% ^{※1}

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別^{※3}

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	—
本庁課長相当職	—
本庁課長補佐相当職	—
本庁係長相当職	—

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	—
31～35年	—
26～30年	—
21～25年	—
16～20年	85.7%
11～15年	85.4%
6～10年	74.2% ^{※4}
1～5年	—

【説明欄】

- ※1 当組合の全ての女性職員は、勤続年数が16年以下のため、給料水準の低い職員が女性に偏っている。
- ※2 当組合においては、任期の定めのない常勤職員以外の職員がいないため。
- ※3 当組合においては、係長以上の役職に就く女性職員がいないため。
- ※4 勤続年数区分6～10年に該当する女性職員の勤続年数は6年以下が10割を占めていることから25.8%の給与差が生じている。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。